

75歳以上(一定の障害のあるかたは65歳以上)のかたを対象とする後期高齢者医療制度のお知らせです。

1 平成27年(2015年)12月21日発行

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙
発行／千葉県後期高齢者医療
広域連合
所在／〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内
編集／総務課
☎ 043-216-5011
FAX 043-206-0085
E-mail info@kouiki-chiba.jp
URL <http://www.kouiki-chiba.jp/>

ちは広域連合だより

千葉県人口**6,209,754**人(平成27年11月1日現在) 被保険者数**681,149**人(平成27年10月31日現在) 第**19**号

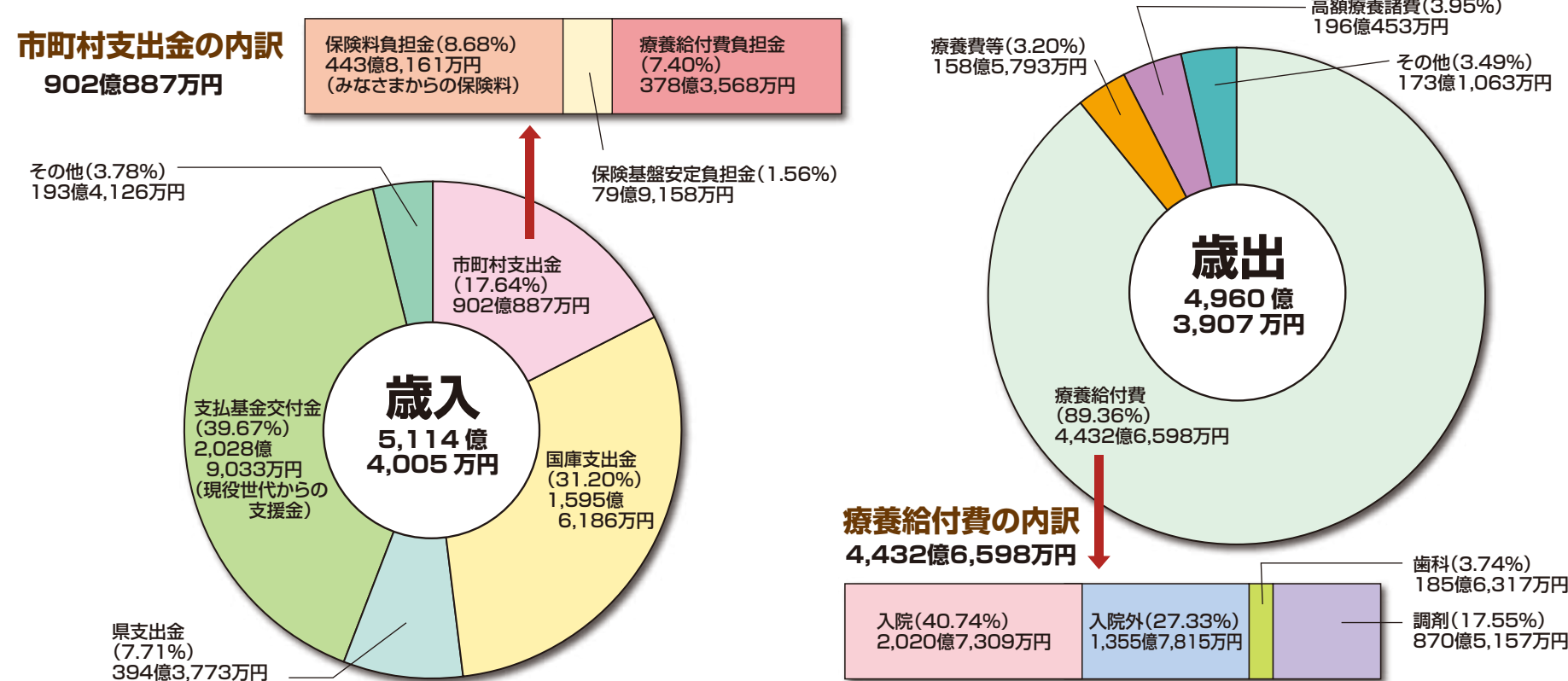
平成26年度決算の概要

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

千葉県の後期高齢者医療の平成26年度の決算状況をお知らせします。

特別会計決算

被保険者のみなさまの医療費の給付等に使われた「特別会計」の決算状況をお知らせします。
特別会計の歳入決算額(収入)は5,114億4,005万円、歳出決算額(支出)は4,960億3,907万円で歳入歳出差引残額は154億98万円でした。
この残額は、27年度に繰り越して、26年度に交付された国庫負担金等の精算による返還金等に充てられ、その残額(実質的な剰余金)26億円程度をみなさまの保険料の負担を軽減するために設置されている保険料調整基金に積み立てます。



歳出は、療養給付費と療養費等4,591億円、みなさまの医療費の負担が高額になったときに支給する高額療養諸費等196億円で96.51%を占めています。その他に葬祭費17億円、保健事業費20億円、医療機関へ医療費を支払うための手数料10億円などの経費を支払いました。
これらの経費には、みなさまから納められた保険料443億円、国・県・市町村からの支出金2,448億円のほか、現役世代からの支援金(支払基金交付金)2,029億円などが充てられています。

一般会計決算

広域連合の運営に必要な事務費である一般会計の歳入決算額(収入)は43億5,554万円、歳出決算額(支出)は42億971万円で歳入歳出差引額は1億4,583万円でした。この金額は27年度に繰り越しました。

保険料は貴重な財源です

被保険者のみなさまから納められた保険料は、後期高齢者医療制度を運営するための貴重な財源です。納付期日までの保険料の納付にご協力ください。
また、納付が困難な場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。
本紙では、平成26年度決算の概要を紹介しています。特別会計及び一般会計の決算の詳細内容は、広域連合ホームページをご覧ください。本紙では、平成26年度決算の概要を紹介しています。特別会計及び一般会計の決算の詳細内容は、広域連合ホームページをご覧ください。本紙では、平成26年度決算の概要を紹介しています。特別会計及び一般会計の決算の詳細内容は、広域連合ホームページをご覧ください。

平成26年度の千葉県の一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013



平成26年度の医療費の総額は、5,213億1,402万円となっており、そのうち医療給付費(※1)として4,781億7,523万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療費は、80万4,320円となり、前年度79万6,453円と比較し約1%増加しました。(一人当たりの保険料額は6万8,254円)

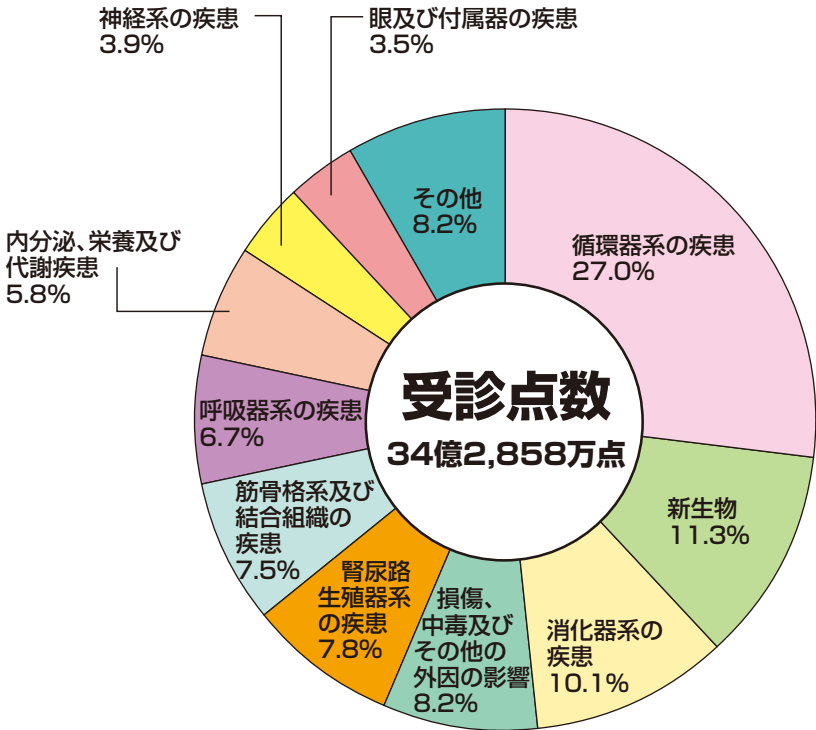
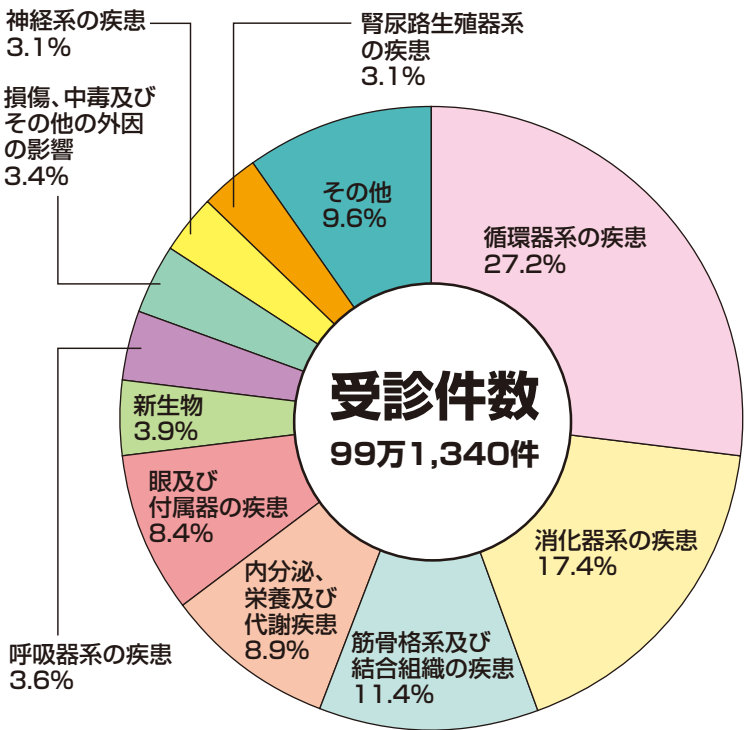
医療費の増加は、みなさんの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」(※2)を利用するなどして、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	平成26年度(※3)	前年度(25年度)	増 減
医療費の総額	5,213億1,402万円	4,978億7,536万円	234億3,866万円 (4.71%)
一人当たりの医療費	80万4,320円	79万6,453円	7,867円 (0.99%)
医療給付費の総額	4,781億7,523万円	4,565億9,372万円	215億8,151万円 (4.73%)
一人当たりの医療給付費	73万7,762円	73万 414円	7,348円 (1.01%)
保険料の総額	450億2,135万円	424億4,762万円	25億7,373万円 (6.06%)
一人当たりの保険料額	6万8,254円	6万6,694円	1,560円 (2.34%)

- ※1 医療給付費(保険者負担額)は、医療費から被保険者の自己負担額等を除いたものです。
- ※2 ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許期間等が終了したあとに、他の製薬会社が先発医薬品との同等性を証明して、一般的に低価格で作られる医薬品のことです。
- ※3 速報値ですので、今後変更となる可能性があります。

被保険者の受診内容について

1 位は、どちらも生活習慣が大きく関係する循環器系の疾患となっています。



食習慣・運動不足・ストレス・喫煙・過度の飲酒等、普段の生活を見直し、生活習慣病を予防しましょう。

平成 27 年分の確定申告をされるかたへ

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象となります

後期高齢者医療保険料は、平成27年中(1月1日から12月31日)に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。確定申告の際、納付した金額を申告書に記載してください。

●特別徴収のかた

年金天引きされているかたは、年金の源泉徴収票に控除金額が記載されているのでご確認ください。

●普通徴収のかた

口座振替や納付書によりお支払されているかたは、通帳や領収書をご確認ください。

また、後期高齢者医療保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付したかたの社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

納付した金額等不明な点は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にお問い合わせください。

申告分離課税を選択した所得は、保険料及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります

総合課税分の所得だけでなく、申告分離課税として選択した山林所得、長期(短期)譲渡所得、株式譲渡所得や配当所得なども後期高齢者医療保険料(所得割額)及び医療費の自己負担の割合を算定する上での対象所得となります。

株式譲渡損失等を申告されるかたはご注意ください

医療費の自己負担の割合は次の基準に当てはまると3割になります。

「市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者」で、かつ「年間収入金額が世帯内に被保険者1人の場合で383万円以上、2人以上の世帯で合計520万円以上」

ここでいう収入金額とは、所得税法上の収入金額であり、株式の譲渡益ではなく、売却代金で判定されます。

よって株式の譲渡益がマイナスになったことにより損失等の申告をされた場合でも、売却代金が基準を超えている場合は3割負担となります。

※市町村民税の課税所得とは、所得金額の合計から、市町村民税における所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、医療費控除など)の合計額を差し引いて算出した額の千円未満の端数を切り捨てた金額です。分離課税分がある場合には、総合課税・分離課税分を別々に算出し、その後合算して算出した金額となります。

なお、確定申告についての詳細は、所轄の税務署にご相談ください。

医療費の自己負担額や保険料の減免について

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

災害や心身の故障、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、医療費の自己負担額や保険料を納めることが困難になったときは、申請によりその医療費の自己負担額や保険料が減免される場合があります。

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

ニセ電話に気をつけて!!

広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住いの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。



還付金があります。



ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!



ATMを操作しても、医療費等は還付されません!



教えられた電話番号には電話しない!



口座番号、暗証番号などの個人情報には教えない!

「被保険者資格の喪失等に伴う医療費の請求」及び 「被保険者の負担割合変更等に伴う一部負担金の差額分の請求」について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、被保険者の一部負担金に関する公平性の確保と適正な医療給付を図るため、「被保険者資格の喪失に伴う医療費の支払い」や「被保険者の負担割合の変更に伴う差額分についての支払い」を求める納入通知書をお送りします。



●「被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い」とは…

転出等により被保険者資格を失った後、又は資格を取得される前に、被保険者証を使用して医療給付を受けた際、当広域連合で負担した医療費を返還していただきます。

●「負担割合の変更に伴う差額分支払い」とは…

所得の修正申告等により、医療機関等で受診した際に窓口でご負担いただく負担割合が、1割から3割負担に変更となった場合、2割分の差額を返還していただきます。

※現在、平成22年以降、所得の修正等があったすべてのかたについて、確認作業を行っており、過去の分についても、返還を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

該当するかたには、広域連合から通知をお送りいたしますので、同封の納入通知書に記載されている金融機関で、納付期限までにお支払いをお願いします。

※負担割合が3割から1割に変更となった場合の差額分の請求の際は、申請手続が必要となりますので、お住まいの市区町村窓口でお手続をお願いします。

平成27年第2回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011



11月18日に、千葉市内で平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、平成27年度一般会計補正予算案など4件が審議され、全て原案のとおり可決されました。

一般質問には4人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質疑が行われました。

第2回定例会の議案と議決結果

(会議録は、12月末にホームページに掲載予定です。)

■議案第1号 平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

■議案第2号 平成26年度特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

■議案第3号 平成27年度一般会計補正予算(第1号)【原案可決】

■議案第4号 平成27年度特別会計補正予算(第2号)【原案可決】

(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54人) (平成27年11月18日第2回定例会現在)

市町村名		議員名	
旭市	林 七	旭市	林 七
我孫子市	岩 井	我孫子市	岩 井
いすみ市	荒 井	いすみ市	荒 井
市川市	西 村	市川市	西 村
一宮町	袴 田	一宮町	袴 田
市原市	二 田	市原市	二 田
印西市	金 丸	印西市	金 丸
浦安市	中 村	浦安市	中 村
大網白里市	一 色	大網白里市	一 色
大多喜町	野 中	大多喜町	野 中
御宿町	石 井	御宿町	石 井
柏市	古 川	柏市	古 川
勝浦市	丸 隆	勝浦市	丸 隆
香取市	田 代	香取市	田 代
鎌ケ谷市	佐 藤	鎌ケ谷市	佐 藤
鴨川市	辰 野	鴨川市	辰 野
木更津市	篠 崎	木更津市	篠 崎
君津市	小 倉	君津市	小 倉
鋸南町	伊 藤	鋸南町	伊 藤
九十九里町	善 塔	九十九里町	善 塔
神崎町	木 内	神崎町	木 内
栄町	大 澤	栄町	大 澤
佐倉市	清 宮	佐倉市	清 宮
山武市	小 野	山武市	小 野
酒々井町	内 海	酒々井町	内 海
芝山町	石 田	芝山町	石 田
白子町	大 多	白子町	大 多
白井町	多 和	白井町	多 和
匝瑳市	佐 本	匝瑳市	佐 本
袖ヶ浦市	塚 幸	袖ヶ浦市	塚 幸
多古町	所 重	多古町	所 重
館山市	福 信	館山市	福 信
千葉市	白 鳥	千葉市	白 鳥
銚子市	石 上	銚子市	石 上
長生村	門 口	長生村	門 口
長南町	丸 島	長南町	丸 島
東金市	塚 一	東金市	塚 一
東庄町	宮 崎	東庄町	宮 崎
富里市	田 口	富里市	田 口
長柄町	川 嶋	長柄町	川 嶋
流山市	海 老	流山市	海 老
習志野市	谷 岡	習志野市	谷 岡
成田市	海 保	成田市	海 保
野田市	鈴 木	野田市	鈴 木
富津市	鈴 木	富津市	鈴 木
船橋市	岩 井	船橋市	岩 井
松戸市	大 井	松戸市	大 井
南房総市	青 木	南房総市	青 木
睦沢町	今 関	睦沢町	今 関
茂原市	森 川	茂原市	森 川
八街市	小 菅	八街市	小 菅
八千代市	緑 川	八千代市	緑 川
横芝光町	川 島	横芝光町	川 島
四街道市	清 水	四街道市	清 水

※市町村名は五十音順
◎は議長 ○は副議長

次の広域連合議会定例会は、平成28年2月10日(水)に開催する予定です。

データヘルス計画(案)についてご意見をお待ちしています

広域連合が策定中の「保健事業実施計画(データヘルス計画)(素案)」について、被保険者のみなさまのご意見を募集します。

<案の概要> 高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送るため、適切な保健事業を実施するための計画

<閲覧場所> 広域連合、広域連合ホームページ(<http://www.kouiki-chiba.jp>)、市(区)町村の後期高齢者医療担当課

<募集期間> 平成27年12月21日(月)から平成28年1月20日(水)まで

<提出方法> 意見・住所・氏名・電話番号を記入して、郵送(〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課あて)、FAX(043-206-0085)、または電子メール(info@kouiki-chiba.jp)により提出してください。(書式の指定なし)

〈お問い合わせ先〉給付管理課 ☎043-216-5013

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合

受付時間/午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

- 本誌、広域連合の運営について
- 議会について
- 保険料、被保険者の資格について
- 保険給付、保健事業について

総 務 課 ☎043-216-5011
議会事務局 ☎043-216-5011
資格保険料課 ☎043-308-6768
給 付 管 理 課 ☎043-216-5013
各 課 共 通 FAX043-206-0085